

指定給水装置工事事業者の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第2号の規定により公示する。

令和8年2月12日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		更新年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第391号	大絵興業	船橋市 大穴北8丁目 18番39-1号	大塚 麻里絵	大絵興業	船橋市 大穴北8丁目 18番39-1号	令和8年1月23日 (令和13年1月24日)